

岐阜県公報

第二千九百七十号
平成三十年八月七日

(火曜日)

目次

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課) 五二三
(同) 五二三

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表

(監査委員) 五二四

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件
県営土地改良事業の変更計画の決定
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

(商業・金融課) 五二七
(農地整備課) 五二八
(技術検査課) 五二八
(建築指導課) 五二九

正 誤

土地改良区役員の退任及び就任中訂正

(飛騨農林事務所) 五二〇

告 示

岐阜県告示第三百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年八月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域敷地の幅員		延長	備考
			前	後		
県道	中津川線 南木曾	中津川市神坂字向山二九〇番二四七地先から 同市同字同二九一〇番二地先まで	九七 一四・四	一四・〇 一六・四	一八・五	

岐阜県告示第三百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年八月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課

及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は日付の変更のほかに)
県道	一宮線 各務原線	各務原市川島河田町字山神一〇二九番二地先から 同 市同 町字同 一〇二八番三地先まで	二〇・〇	平成 二〇・八・七	平成 二六・一〇・三

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成三十年六月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成三十年八月七日

岐阜県監査委員 山 本 勝 敏
 岐阜県監査委員 太 田 久
 岐阜県監査委員 山 本 維 泉
 岐阜県監査委員 藤 本 良 泉
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 寛 子

第1 監査実施機関数

知事直轄 総務部 清流の国推進部 危機管理部 環境生活部 健康福祉部 商工労働部 農政部 林政部 県土整備部 都市建設部 県事務所 教育委員会 警察その他 合計	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	検討事項	
-	-	-	-	-	-	-
1	0	0	0	0	0	0
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
8	6	3	10	7	3	0
-	-	-	-	-	-	-
1	0	0	0	0	0	0
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
1	1	0	1	1	0	0
1	0	0	0	0	0	0
6	2	3	6	2	4	0
1	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0	0
20	9	6	17	10	7	0

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
 - ・ 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれ計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。
 「-」は、当月監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、10機関において、10件の指摘事項及び7件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 総務部 (1機関)	実施年月日	平成30年6月11日
実施機関名	歴史資料館	

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 健康福祉部 (8機関)	実施年月日	平成30年6月18日	実施機関名	希望が丘こども医療福祉センター	実施年月日	平成30年6月11日
実施機関名	衛生専門学校					

中央子ども相談センター	平成30年6月15日	西濃子ども相談センター	平成30年6月15日
中濃子ども相談センター	平成30年6月15日	東濃子ども相談センター	平成30年6月15日
飛騨子ども相談センター	平成30年6月15日	女性相談センター	平成30年6月15日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
希望が丘こども医療福祉センター	指摘事項	診療料などの使用料及び診断書等交付の手数料（以下「使用料等」という。）の収入事務において、地方自治法施行令第158条に基づき、平成23年から私人に収入事務を委託しているが、当該委託を開始した当初から次のとおり不適切な取扱いをしていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 使用料等の収入事務を私人に委託した場合は、受託した私人（以下「収入事務受託者」という。）の名で領収証書を交付すべきところ、収入事務受託者に出納員の印章を使用させ、出納員の名で領収証書を交付させていた。 2 収入事務受託者が収納した現金を出納員が受領した際に、収入事務受託者に対して領収証書を交付していなかった。 3 私人への収入事務の委託にあたり、岐阜県会計規則取扱要領に定める出納管理課長への合議がされていなかった。
中央子ども相談センター	指摘事項	1 件の医療事故について、損害賠償金として427,530円の費用負担が発生していたので、事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料184,907円が支払われていたため、職員が支払われていた一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料23,760円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として449,838円の費用負担が発生し、また、修繕料399,692円（うち相手方負担分34,980円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
西濃子ども相談センター	指摘事項	特殊勤務手当の支給事務において、支給対象となる職員の区分を誤ったことにより、福祉業務手当1件250円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
中濃子ども相談センター	指摘事項	

東濃子ども相談センター	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として3,602,588円の費用負担が発生し、また、公用車が廃車（取得価格1,049,895円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料89,424円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
飛騨子ども相談センター	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として270,595円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、取り扱う文書名等を「特定個人情報管理台帳」に記録し、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記録しなければならぬが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

3 農政部（1機関）

実施機関名	実施年月日
揖斐農林事務所	平成30年6月12日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

4 都市建設部（1機関）

実施機関名	実施年月日
東部広域水道事務所	平成30年6月14日

【監査の結果】
次のとおり指摘する事項があった。

機関名	区分	内容
東部広域水道事務所	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、修繕費122,666円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

5 県事務所（1機関）

実施機関名	実施年月日
揖斐県事務所	平成30年6月12日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

6 教育委員会（6機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
加納高等学校	平成30年6月15日	大垣桜高等学校	平成30年6月8日
不破高等学校	平成30年6月8日	岐阜豊学校	平成30年6月18日
長良特別支援学校	平成30年6月11日	岐阜清流流高等特別支援学校	平成30年6月18日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内 容
不破高等学校	指導事項	毒物及び劇物の管理事務において、「学校における毒薬及び劇薬並びに危険物管理規程」に基づき保管管理を行うこととなっているが、管理簿が適正に記録されおらず、また、保存数量及び残量と管理簿との照合など保管状況の定期的な検査も行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
岐阜豊学校	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件4,366円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料23,220円が支払われていたため、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	SDカードの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」（以下「使用記録簿」という。）によりSDカードの利用状況を適切に管理すべきところ、情報セキュリティ取扱管理者は使用記録簿への記載を徹底させておらず、SDカードの利用状況について把握していなかった。 2 使用記録簿に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員がSDカードを利用していた。 3 「その他の外部記録媒体管理台帳」に記載されたSDカードの管理番号に重複があった。 時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件5,271円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
長良特別支援学校	指導事項	

指導事項
毒物及び劇物の管理事務において、「毒物及び劇物の取扱規定」に基づき保管管理を行うこととなっているが、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 保管庫に収納して施錠をすることとなっているが、施錠できない保管庫があった。 2 保管場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すべきところ、当該表示がされていなかった。 3 薬品保管簿が適正に記録されておらず、また、学期末ごとに行うこととなっている在庫点検が行われていなかった。

7 警察本部（1機関）

実施機関名	実施年月日
垂井警察署	平成30年6月8日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

8 その他（1機関）

実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会掛斐地方事務局	平成30年6月12日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年八月七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年八月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年七月二十六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トミダヤ

三 建物の名称及び所在地

トミダヤ岐南店

羽島郡岐南町徳田三丁目一九一 一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社フードセンター富田屋 代表取締役 大平 克郎

大垣市伝馬町三三番地

株式会社フラワームすり 代表取締役 藤田 正晴

岐阜市三田洞九一三番地の一

株式会社ブラザクリエイト 常務取締役 今村 文哉

東京都千代田区五番町一番地

(変更後) 株式会社トミダヤ 代表取締役 石田 慎治
瑞穂市田之上二六八

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年八月七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年八月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年七月二十六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トミダヤ

三 建物の名称及び所在地

トミダヤ岐南店

羽島郡岐南町徳田三丁目一九一 一 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 三六九台 (一四二台、一三五台、九二台)

(変更後) 一四八台 (一〇五台、四三台)

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 二〇〇台 (二〇〇台)

(変更後) 六五台 (二六台、二六台、一三台)

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 二六六立方メートル (三六立方メートル、四一立方メートル、二七立方メートル、五四立方メートル、一〇八立方メートル)

(変更後) 二三〇立方メートル (四一立方メートル、二七立方メートル、五四立方メートル、一〇八立方メートル)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時～午後九時三〇分

(変更後) 午前八時三〇分～午後九時三〇分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 一〇箇所 (五箇所、三箇所、二箇所)

(変更後) 五箇所 (三箇所、二箇所)

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月七日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名 (可茂南部3期地区 (田の洞ため池))	縦覧場所 可児市役所	縦覧期間 平成三〇・八・七から 九・四まで
------------------------------------	---------------	-----------------------------

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第九十号)第二十九条第一項第四号(廃業等)の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年八月七日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成三十年四月十五日	白石工業所	白石正和	各務原市蘇原吉野町一丁目一二番地二	般二十五 一〇二六二〇	とび・土工工事業
平成三十年五月十日	尾崎工業	尾崎文明	高山市国府町広瀬町七五二	般二十八 九五〇一一〇	とび・土工工事業
平成三十年五月十五日	大橋建築	大橋重美	養老郡養老町大野六九四番地	般二十六 二〇〇七七二	建築工事業
平成三十年五月十五日	マルセイ建設	杉浦正己	恵那市長島町永田三三三三三〇一	般二十八 七〇〇五六四	土木及びとび・土工工事業
平成三十年五月二十一日	有限会社平井建築	代表取締役 平井 克政	可児郡御嵩町中一六二二番地二一	般二十八 二〇〇四五八	建築工事業
平成三十年五月十四日	有限会社澤田重機	代表取締役 澤田 茂美	岐阜市野一色六丁目八番一四号	般二十五 一〇〇四三七	管工事業
平成三十年五月二十八日	株式会社ワイワイホーム	代表取締役 後藤 耶須子	岐阜市芥見清水一九三番地	般二十九 一六五九八	屋根及びタイル・れんが・ブロック工事業
平成三十年六月五日	鷺見外柵建材	鷺見 實	本巣市法林寺一九九番地	般二十八 九六六三	とび・土工及び造園工事業
平成三十年六月六日	河村板金加工所	河村 修	山県市梅原一四八九番地	般二十八 一〇三〇八一	板金工事業
平成三十年六月六日	Kazsin	東和彦	高山市上岡本町一七五五一八	般二十九 八五〇四〇八	土木、とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装及び水道施設工事業

平成三十一年六月十八日	アクティ ス株式会 社	代表取締役 北村久幸	岐阜市宇佐南 四丁目四番八 号	般二十五 一〇〇四四 九	大工、とび・土工 舗装、内装仕上及 び水道施設工事業
平成三十一年六月十五日	サンユウ 建築	和田公好	郡上市明宝寒 水九七八	般二十七 一五一九三	建築及び大工工 業
平成三十一年六月十四日	庭庄造園	曾貝庄一	美濃市笠神三 六五番地	般二十八 一一〇二一	造園工事業
平成三十一年六月十三日	宮田不動 産株式会 社	代表取締役 宮田智子	岐阜市鷺山一 七六八番地の 五	般二十八 九七三七	建築工事業
平成三十一年六月十二日	カワタ	川田正昭	高山市国府町 三日町四五五 番地の六	般二十五 九五〇〇八 一	とび・土工工事業
平成三十一年六月十二日	和田重機 土木	和田允男	郡上市白鳥町 六ノ里一一九 八番地一	般二十六 八五六五	土木、とび・土工 及び石工事業
平成三十一年六月十一日	森工業	森昭	羽島郡笠松町 東陽町九番地 の二	般二十九 一〇三二五 一	とび・土工工事業
平成三十一年六月十一日	外松断熱 店	外松義隆	岐阜市鏡島中 一丁目一三番 一八号	般二十五 一〇二七二 六	熱絶縁工事業
平成三十一年六月十一日	株式会社 田中工務	代表取締役 田中武則	高山市岡本町 二丁目一八五 番地	般二十八 四八五	土木工事業
平成三十一年六月七日	グリーン スペース	荒川裕哉	加茂郡白川町 和泉一二五八 番地三	般二十八 五〇〇六五 五	土木、とび・土工 及び造園工事業

指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があつたので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

平成三十年八月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出のあつた指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社建築構造センター
- 二 変更しようとする事項

- 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
（変更前）東京都新宿区新宿一丁目八番一号
宮城県仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号
福島県郡山市中町一一番五号
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番三号
千葉県船橋市葛飾町二 四〇二 三
神奈川県横浜市西区北幸二丁目三番一九号
長野県長野市南栗町一〇八二番地
愛知県名古屋市中区栄四丁目一四番二号
三重県四日市市浜田町一二番一八号
鳥根県松江市中原町六番地
岡山県岡山市北区内山下一丁目三番一九号
広島県広島市中区八丁堀一五番六号
香川県高松市亀井町二 一
愛媛県松山市三番町七丁目一三番一三三号
福岡県福岡市博多区御供所町一番一号
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目九番三八号
長崎県長崎市万才町三番四号
鹿児島県鹿児島市西千石町一番二二二号
沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号

(変更後)

- 東京都新宿区新宿一丁目八番一号
- 宮城県仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号
- 福島県郡山市中町一一番五号
- 群馬県高崎市八島町二六二番地
- 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号
- 千葉県船橋市葛飾町二 四〇二一三
- 神奈川県横浜市西区北幸二丁目三番一九号
- 長野県長野市南県町一〇八二番地
- 愛知県名古屋市中区栄四丁目一四番二号
- 三重県四日市市浜田町一一番一八号
- 島根県松江市中原町六番地
- 岡山県岡山市北区内山下一丁目三番一九号
- 広島県広島市中区八丁堀一五番六号
- 香川県高松市亀井町二 一
- 愛媛県松山市三番町七丁目一三番一三号
- 福岡県福岡市博多区御供所町一番一号
- 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目九番三八号
- 長崎県長崎市万才町三番四号
- 鹿児島県鹿児島市西千石町一一番二二号
- 沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号

三 変更しようとする日

平成三十年七月三十日

正 誤

(原稿誤り)

平成三十年七月十日第二千九百六十二号 土地改良区役員の退任及び就任四五三頁上段後から七行目中「楓 美智明」は「榎 美智明」の、同頁下段前から五行目中「谷 口 正 実」は「谷 口 政 実」の誤り。

平成三十年八月七日発行

発行者 発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐阜文芸社